

広島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十六号

広島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

広島県港湾施設管理条例（昭和二十八年広島県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

4 この条例において「ビクター船舶」とは、海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二十条第二項に規定する不定期航路事業（海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）第一条第三項に規定する外航不定期航路事業を除く。）に供する船舶又は広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成十年広島県条例第一号）第二条第一号に規定するプレジャーボートをいう。

第五条第一項第一号中「次号」を「次号及び第三号」に改め、同項第三号中「別表第二」を「別表第三」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 知事が指定するビクター船舶の用に供する港湾施設の通常使用 別表第二に規定する金額の使用料

附則第六項中「平成二十二年度」を「平成二十二年度（ただし、第二号については、平成二十二年七月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に限る。）」に、「いずれにも」を「いずれかに」に改め、同項各号を次のように改める。

一 平成二十一年三月二十日以降における西瀬戸自動車道（尾道市と愛媛県今治市とを連絡する一般国道であつて、高速道路株式会社（平成十六年法律第九十九号）第一条に規定する会社が管理するものをいう。以下同じ。）の通行料金の引上げに伴いその規模の縮小等を余儀なくされるおそれがあるもので、次のいずれかに該当するもの
イ 西瀬戸自動車道が経過する島（向島を除く。以下同じ。）の一及び本州又は向島に寄港地等が存するもの

ロ 西瀬戸自動車道が経過する島の二以上に寄港地等が存するもの

ハ 西瀬戸自動車道が経過する島の一及び四国に寄港地等が存するもの

二 平成二十二年六月二十八日以降における広島呉道路（広島市と呉市とを連絡する一般国道であつて、高速道路株式会社法第一条に規定する会社が管理するものをいう。

）の通行料金の無料化に伴いその規模の縮小等を余儀なくされるおそれがあるもので、広島市及び江田島市に寄港地等が存するもの

附則に次の二項を加える。

8 平成二十三年五月一日から平成二十四年三月三十一日までの間は、広島港に係る地区で知事が別に定めるものの岸壁、荷役機械及び荷さばき地の通常使用による場合の係船料及び使用料の金額は、別表第一重要港湾の表の規定にかかわらず、次の表に規定する金額とする。

港湾施設の種類	種別	単位	金額		摘要
			外航船舶	その他の船舶	
係留施設	岸壁	係留一回総トン数一トンにつき	二円二七銭	二円三八銭	総トン数が一万トンを超える船舶については、一万トンを超えるトン数に〇・七を乗じて得た数値に一万を加算した数値を総トン数とみなす。
			二円六五銭	二円七八銭	
荷さばき施設	荷役機械	一時間まで	四円四銭	四円二四銭	
			五円三九銭	五円六六銭	
荷さばき地	使用料	一平方メートル一日までごとに	六円八二銭	七円一五銭	
			三円九九銭		
		に	四二、〇〇〇円		

9 平成二十三年五月一日から平成二十四年三月三十一日（ただし、港湾法第五十四条の三第六項の規定により、福山港に係る地区で知事が別に定めるものの岸壁、荷役機械、荷さばき地、上屋及び野積場を貸し付ける場合は、当該貸し付ける日の前日）までの間は、福山港に係る地区で知事が別に定めるものの岸壁、荷役機械、荷さばき地、上屋及び野積場の通常使用による場合の係船料及び使用料の金額は、別表第一重要港湾の表の規定にかかわらず、次の表に規定する金額とする。

港湾施設	港湾施設の種類	種別	単位	金額
係留施設	岸壁	係船料	係留一回総トン数一トンにつき 二時間まで 二時間を超え四時間まで 四時間を超え六時間まで 六時間を超え一二時間まで 一二時間を超え二四時間まで 二四時間を超える場合 超える時間二四時間まで ごとに	外航船舶 二円二七銭 二円六五銭 二円七八銭 三円一八銭 三円四四銭 四円二四銭 その他の船舶 二円三八銭 二円七八銭 三円一八銭 四円二四銭
荷役ばき施設	荷役機械	使用料	一時間までごとに ガントリークレーン	四二、〇〇〇円
荷さばき施設	荷さばき地	使用料	一平方メートル一日までごとに 二級地	三円九九銭
保管施設	上屋	使用料	二級コンテナ・フレート・ステーション 一平方メートル一日までごとに	一三円七銭
野積場	使用料	一平方メートル一日までごとに 二級地 舗装地	三円九九銭	三円九九銭

別表第二備考五を次のように改める。

五 使用料の額が年額又は月額で定められている場合において、使用期間が一年若しくは一月に満たないとき又は使用期間に一年若しくは一月に満たない端数があるときは、その使用期間又はその端数の期間の使用料は、使用料の額が年額で定められている場合にあつては月割により、使用料の額が月額で定められている場合にあつては日割により計算する。

別表第二備考六を削り、同表を別表第三とし、別表第一の次に次の一表を加える。

別表第二（第五条関係）

ビクター船舶の用に供する港湾施設使用料（通常使用による場合）

重要港湾及び地方港湾

港湾施設の種類	港湾施設の種類	種別	単位	金額	摘要
係留施設	係留施設	係留料	係留一回一日につき		
係留施設	係留施設	係留料	一級施設		一級施設及び二級施設との区分は、知事が別に定める。
	係留施設	係留料	艇長二五フィート未満	一、三〇〇円	
	係留施設	係留料	艇長二五フィート以上	一、六〇〇円	
	係留施設	係留料	艇長三〇フィート以上	一、八〇〇円	
	係留施設	係留料	艇長三五フィート以上	二、二〇〇円	
	係留施設	係留料	艇長四〇フィート以上	三、一〇〇円	
	係留施設	係留料	艇長五〇フィート以上	三、八〇〇円	
	係留施設	係留料	艇長六〇フィート以上	四、九〇〇円	
	係留施設	係留料	二級施設		
	係留施設	係留料	艇長二五フィート未満	一、〇〇〇円	
	係留施設	係留料	艇長二五フィート以上	一、一〇〇円	
	係留施設	係留料	艇長三〇フィート以上	一、三〇〇円	
	係留施設	係留料	艇長三五フィート以上	一、六〇〇円	
	係留施設	係留料	艇長四〇フィート以上	二、一〇〇円	
	係留施設	係留料	艇長五〇フィート以上	二、六〇〇円	
	係留施設	係留料	艇長六〇フィート以上	三、一〇〇円	

附則

1 この条例は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

- 一 附則第六項の改正規定 公布の日
- 二 附則に二項を加える改正規定 平成二十三年五月一日
- 2 この条例による改正後の附則第六項の規定は、平成二十二年七月一日から適用する。